

## 4月

## 正解と解説

問	1	○	そのとおり。【法第71条第2号の3】
問	2	×	何人も、無免許運転をすることになるおそれがある者に対し、自動車または原動機付自転車を提供してはなりません。【法第64条第2項】
問	3	○	そのとおり。【法第50条第2項】
問	4	×	児童が一人で歩いている場合、一時停止または徐行して、その通行または歩行を妨げてはいけません。【法第71条第2号】
問	5	○	そのとおり。(令第2条第1項)
問	6	×	後輪が右に滑ったときは、車は左に向くので、ハンドルを右に切って、車の向きを立て直しましょう。【教則第6章第5節】
問	7	×	車のそばを通って車の前方に出るときは、前方に出る前に一時停止しなければなりません。【法第38条第2項】
問	8	×	問題の標識は「学校、幼稚園、保育所等あり」を示す警戒標識です。
問	9	○	問題の標識は「最大幅」を示す規制標識です。表示されている幅を超える車(荷物の幅を含む)は通行できません。
問	10	×	問題の標識は「二輪の自動車以外の自動車通行止め」を示しており、二輪の自動車は通行することができます。